

井田病院超音波診断装置（ARIETTA 65LE）保守業務委託仕様書

1 目 的

本件は、超音波診断装置（ARIETTA 65LE）保守業務について、専門的な知識と技能を有する受託者に委託することにより、機器の適正な管理運営を推進することにより市立病院における患者サービスの一層の向上に寄与することを目的とする。

2 委託期間

納入（検収）日から7年間（納入日から1年間の無償保証期間を含む）

3 履行場所

川崎市中原区井田2-27-1 川崎市立井田病院

4 保守業務対象機器

（1）超音波診断装置 ARIETTA 65LE 一式

ア 周辺機器以外の他社製品及びゼリー、ペーパー等の消耗品を除く。

イ 定期交換には、交換部品費を含む。

ウ オンコール作業費と修理交換部品費（修理部品保証額）の取り扱いについては、各保守業務明細書を参照のこと。

5 保守内容及び時間等

別紙明細書のとおり

6 書類の提出

受託者は、医療法施行規則等の関係法令に規定される医療機器保守業務を適正に行う能力のある者の基準を満たしていなければならない。また、当該条項に規定する業務案内書、標準作業書及び業務従事者に対する研修内容等についての資料を提出し、川崎市と協議を行い、その承認を受けなければならない。

7 委託料の請求

受託者は、業務完了届の検査を受けた後、川崎市の指定する方法により請求するものとする。委託料の請求は年度毎とし、各年度の保守期間終了後に請求すること。

また、委託料請求時には、報告書を添付すること。

8 感染防止対策

受託者は、業務を遂行する上で、病院という施設の特殊性を考慮し、井田病院院内感染対策マニュアル等に準じた感染防止対策を講じて、保守点検作業を行うこと。また、万が一業務従事者が感染症等に感染した場合には、川崎市の指示に従い、当該業務従事者への処置及び他の者に感染することが無いように感染症対策を迅速に講ずること。

なお、これらの処置にかかる費用については、受託者の負担とする。

9 業務の引継ぎ

次期受託者が受託者と異なる場合は、次期受託者に必要な事項を契約期間内に引き継ぐこと。なお、具体的な実施スケジュール及び引継ぎの詳細については、双方協議の上、決定する。

10 サービスエンド

サービスエンドについて、契約開始日にその期日が分かっている場合は通知し、契約期間中に新たに判明したものについても判明した時点で即時川崎市へ通知すること。

井田病院超音波診断装置（ARIETTA 65LE）保守業務明細書

11 保守業務対象機器構成

- (1) 超音波診断装置 ARIETTA 65LE

12 保守内容及び時間帯

(1) 定期点検

- ア 定期点検は、1 年間の間に 1 回と定め、技術員を派遣して装置が正常動作を行えるように、清掃点検調整を行う。
- イ 業務日程は、川崎市が指示する日時に行うこと。
- ウ 上記日程以外に作業を行う場合は、事前に川崎市と協議すること。

(2) 故障時対応

機器が故障したときには、速やかに技術員を派遣し修理を行い、機能を回復させること。

(3) その他

- ア 点検に必要な消耗品は、受託者負担とする。
- イ 修繕に関わる交換部品は、以下のプローブを含む全て受託者の負担とする。

(出張費、技術料を含む)

対象プローブ

C253A

L64

CL4416R1 ※CL4416R1 のみ契約期間内、1 本まで受託者の負担で対応

- ウ 周辺機器（プリンタ等）の保守は含むものとする。

- エ ウィルスの感染調査及び対策・駆除は含まないものとする。

13 その他

予期せぬ事態が発生した時は、協議の上処置を決定する。